資料４

消費・安全対策交付金

生産流通課

令和７年度消費・安全対策交付金について

１　消費・安全対策交付金とは

将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食料供給の各段階において科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

本交付金は、このような観点に立って、それぞれの実態に応じた目標を明確に示した上で、総合的な取組を実施し、食品の安全と消費者の信頼確保及び食料安全保障を確立するものである。

本県では、県内農産物の「安全性の向上」及び「伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止」を目的に以下の３事業を実施している。

２　事業の概要

（１）農薬の適正使用等の総合的な推進　　（1,252千円　交付率１／２以内）

【目標値】
交付金実施要領に基づき、「農薬の不適切な販売及び使用の発生割合＊」を目標値とし、その値を「5.5%」とする。
＊違反率＝（Ａ＋Ｂ）／２
Ａ：不適切な販売者数／調査実施販売者数　＝11／100＝11％
Ｂ：不適切な使用者数／調査等実施使用者数＝　０／350＝　０％

ア　農薬の安全使用の推進

県産農産物の安全性確保及び農薬の使用に伴う危害の防止を図るため、次のことに取り組んだ。

①農薬危害防止運動（６～８月）
②農薬使用者、販売者等を対象に研修会の実施
・農薬販売店研修：１回（１月）
・農薬適正使用アドバイザー認定研修会：４回（１１月）、103名認定
③啓発資料（農薬危害防止ポスター）の作成

イ　農薬の適切な管理及び販売の推進

農薬の適切な管理、販売の推進並びに農薬の飛散防止対策等を推進するため、次のことに取り組んだ。

①農薬販売者及び防除業者等を対象に、農薬管理指導士認定研修会の実施（２月）
農薬の適切な管理、販売及び関係法令の遵守等の意識向上を図り、69名認定。

②農薬販売者に対する「農薬取締法」に基づく立入検査の実施

・検査数：１１２件（販売届出店舗（令和6年4月1日時点）：534件）

・違反数：１３件

内訳：帳簿の記録・保存の不備、届出事項の変更、届出事項の廃止

・改善状況

販売責任者に対し、違反事項を説諭した結果、改善の意思が示された。

次回立入検査時に改善されているか確認を行う。

③農薬の不適切な使用発生調査の実施

JAグループ、とくしま安2認証取得者が実施している、出荷前物に対する残留農薬モニタリング調査の結果を基に、不適切な使用事例の把握に取り組んだ。

その結果、不適切な使用事例は認められず法に基づく指導等は実施しなかった。

・検査数：320件

・違反数：0件

ウ　農薬残留確認調査等の実施

本県特産の「スダチ（施設栽培）」及び「厳寒期どりリーフレタス」について、栽培状況や果実等の形状等が、農薬の残留状況に与える影響を調査し、国が定めた農薬登録基準に適合しているかを確認した。

①スダチ（施設栽培）“フルキサメタミド（殺虫剤）”

分析の結果、農薬登録された使用基準どおりの使用で、食品衛生法上の農薬残留基準値以内であった。

②リーフレタス（厳寒期どり）“インピルフルキサム（殺菌剤）”

分析の結果、農薬登録された使用基準どおりの使用で、食品衛生法上の農薬残留基準値を超過することが示唆されたため、関係者と協議し、県基準を設定した。

③リーフレタス（厳寒期どり）“イソフェタミド（殺菌剤）”

分析の結果、農薬登録された使用基準どおりの使用で、食品衛生法上の農薬残留基準値以内であった。

【実績値・達成度】

実績値：　5.8%

達成度：　99.3%（評価Ａ）

Ａ：不適切な販売者数／調査実施販売者数　＝13／112＝11.6%

Ｂ：不適切な使用者数／調査等実施使用者数＝　0／320＝　　0%

違反率＝（11.6% ＋ 0%）／ 2 ＝ 5.8%（実績）

達成度＝（1－実績値5.8%×2）／（1－目標値5.5%×2）×100＝99.3%

（2）病害虫の防除の推進　（1,194千円　交付率１／２以内）

ア　防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立

【目標値】
交付金実施要領に基づき、「防除が困難な作物の防除体系や地域の実情に応じた総合防除体系等の普及取組数」とし、その値を「18回」とする。
ブロッコリー４回　カンキツ１回　トマト　２回　ナス　　３回　キュウリ２回
ホウレンソウ１回　イチゴ　３回　ザーサイ１回　エンサイ１回　　合計１８回

（ア）薬剤抵抗性病害虫等により防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立

ａ）徳島県の主力作物に発生する病害虫について、薬剤の感受性低下が疑われる事例が発生しているため、以下の試験を行った。

①ブロッコリーに発生する黒すす病菌の薬剤感受性検定
５剤中５剤で薬剤感受性の低下が認められた。
②ナシまたはカンキツを加害するカイガラムシ類の薬剤感受性検定
８剤中３剤で薬剤感受性の低下が認められた。
③ナス、キュウリ、イチゴを加害するアザミウマ類の薬剤感受性を簡便に調査できる検査キットについて、従来法との差異を比較した。

ｂ）トマトを加害するコナジラミ類の画像解析によるモニタリング手法の確立
コナジラミが誘引されやすい黄色粘着版を用いて、画像解析により個体数を計数するモニタリング制度を検証した。解析精度は静止画で約70%、動画で約80%まで、精度を上げることができた。

ｃ）ブロッコリー根こぶ病に対する転炉スラグ施用を組み合わせた防除体系の有効性
転炉スラグを用いたpH矯正育苗培土等による「育苗対策」と、殺菌剤（フルアジナム粉剤）を組み合わせた体系防除の効果を検証した。「甚発生」条件下の防除効果の向上は認められなかった。

（イ）病害虫の発生パターンの変化や使用可能な農薬の減少により防除が困難となっている作物に対する防除体系の確立

ａ）近年、本県において新たに発生が認められた病害の新たな防除技術の実証等による効果的な防除体系の確立

・ホウレンソウ炭疽病に対する品種感受性試験や有効薬剤スクリーニング試験等4剤の内3剤(フルジオキソニル、マンデストロビン、イプフルフェノキン)について高い薬効が確認された。

b）本県の基幹的マイナー作物にかかる病害虫の発生及び被害状況の調査並びに農薬の適用拡大に向けた試験

・対象作物：ザーサイ、エンサイ
ザーサイ１剤、エンサイ３剤の適用拡大試験を実施

【実績値・達成度】
「防除が困難な作物の防除体系や地域の実情に応じた総合防除体系等の普及取組数」
実績値：２９回
達成度：161%（評価Ａ）
ブロッコリー5回　カンキツ４回　トマト5回　ナス４回　キュウリ４回
ホウレンソウ４回　イチゴ1回　ザーサイ１回　エンサイ１回　合計２９回

達成度＝（実績値29回）／（目標値１８回）×100＝１６１％

イ　総合防除の普及

【目標値】
交付金実施要領に基づき「総合防除の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数」とし、その値を「３回」とする。

ＩＰＭ研修の受講：２回（２名×１回）、ＩＰＭ講習会の開催：１回　計３回

（ア）総合的病害虫管理普及のための指導者の育成

農薬だけに頼らない総合的病害虫管理を普及させるため、県普及指導員を対象に全国の研修会への参加、県普及指導員やＪＡ営農指導員、徳島県農薬適正指導アドバイザー等を対象に研修会を開催し、人材育成を図った。

①ＩＰＭ研修の受講
全国農業改良普及支援協会主催のIPM指導者認証制度事業を、県普及指導員２名が受講し、指導者として認定された。

②ＩＰＭ講習会の開催
「令和７年度徳島県IPM（総合的病害虫・雑草管理）実践技術研修会」の開催。
日時：令和８年２月１９日
場所：徳島市（徳島グランヴィリオホテル）※オンライン併用開催

【実績値・達成度】
「総合的病害虫管理の普及のための指導者の育成に必要な研修・講習への参加、当該研修・講習の開催等の回数」
実績値：3回
達成度：100%（評価A）
ＩＰＭ研修の受講　：２回
ＩＰＭ講習会の開催：１回　計３回（実績）
達成度＝（実績値３回）／（目標値３回）×100＝100%

（3）重要病害虫の特別防除等　（22,334千円　交付率10／10）

【目標】
交付金実施要領に基づきクビアカツヤカミキリの被害が確認されている地域の果樹に対し、各種対策を講じることで、クビアカツヤカミキリのまん延防止を図ることとする。

ア　クビアカツヤカミキリの発生調査
①クビアカツヤカミキリの発生調査（８～９月、15回）
４市町（鳴門市、阿波市、板野等、上板町）のモモ等の果樹園地において、目視によるフラス発生状況を調査した。

	栽植樹数（樹）	被害樹数（樹）	枯死樹数（樹）	被害樹率（%）
モモ・スモモ	5,203	1,007	248	29.5
ウメ	230	43	17	26.1

イ　クビアカツヤカミキリの防除実証
①農薬による防除（８～９月、委託業者により１回散布）
４市町のモモ等の果樹園地において、アクセルフロアブルの樹幹散布を実施した。未被害樹にも散布することでフラスを確認できない若齢幼虫への防除も兼ねた。
散布本数：4,975本／5,203本

②寄主植物のネット被覆、捕殺等の物理的防除（12～２月）
４市町のモモ等の果樹園地において、被害樹に対し樹の下部から幹を被覆するためのネット（サンサンネットソフライト）を配布した。また、生産者によって被覆した。
被覆枚数：630枚／被害樹1,046本

③被害樹又は被害の恐れのある樹の伐採（12～１月、委託業者により実施）
４市町のモモ等の果樹園地において、枯死樹を対象とし、伐採、集積場所への運搬を実施した。加えて、伐採後の切り株にシート被覆を実施した。
伐採本数：211本／枯死樹253本

④伐採の処理を行った樹の再生利用（12～１月、委託業者により実施）
４市町のモモ等の果樹園地において、③で伐採した樹を破砕・チップ化し、燃料として焼却処理した。

ウ　地域住民等に対するクビアカツヤカミキリの防除に関する周知・協力依頼等の実証
①周知用リーフレット配布（３月）
４市町のモモ等の生産者に防除対策情報を掲載したリーフレットを配布した。
配布枚数：1,000枚

②生産者向けクビアカツヤカミキリ防除対策講習会の実施（８、10月）
４市町のモモ等の生産者に対し、防除対策実証事業に係る講習会を実施し、防除対策技術を情報共有した。
実施回数（各市町２回ずつ、計８回）

【実績】
調査（15回）、伐採（211本）、薬剤散布（4,975本）、周知リーフレット（1,000枚）、講習会（８回）の実施により、クビアカツヤカミキリにおける防除体系の確立を目指し、クビアカツヤカミキリのまん延防止を図った。